

## 別紙2の2

## 和歌山県入札監視委員会 再苦情処理会議議事概要

開催日及び場所	平成27年5月26日(火) 11:00~12:00 和歌山県自治会館 304会議室	
出席委員氏名	遠藤桂介(副委員長) 木下正美 津村雅枝 堀田祐三子 三岩敬孝 ※回避 山西陽裕(委員長)	
審議対象期間	審議案件発生時に随時開催	
苦情処理案件	総件数 1件	(備考)
条件付き一般競争入札	件	
通常指名競争入札	件	
随意契約	件	
低入札価格調査	件	
入札参加資格停止等措置	1件	
再苦情申立概要	平成27年3月31日付けで行った入札参加資格停止措置(入札参加資格停止等措置要綱第4条の別表第1(契約違反)の措置要件に掲げる2(2)に該当)の取消しを求める。	
委員からの意見・質問、それに対する回答	<p>○ 委員の求めにより、「和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止措置要綱」、「和歌山県公共工事入札監視委員会運営要領」及び再苦情申立てに至る経緯について、和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課及び伊都振興局建設部より説明。</p> <p>○ 委員より、第1回目の検査時点では補強土壁工については未施工の状態であった。そのため当該検査では、材料費のみの出来高を確認したものであり、基準高より99mm低い状態は確認していない。」ということだが、間違いはないか質問。</p>	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 伊都振興局建設部より、この時点の工事出来高証明書では、材料費の合計がそのまま直接工事費に計上され、材料費以外は直接工事費に計上されておらず、材料費のみで出来高を算出していることを説明。</li> <li>○ 委員より、出来高が99.2%ということは、0.8%が出来ていないということか質問</li> <li>・ 伊都振興局建設部より、施工した部分が全体的に低いため、所定の高さより低い部分は出来高に当たらないと回答</li> <li>○ 委員より、基準より約10cm低いことは大きな問題なのか質問</li> <li>・ 伊都振興局建設部より、出来高管理基準は±5cmであり、超えているため、大きな問題であると回答</li> <li>○ 意見書の記載内容について審議</li> </ul>
<p>委員会による意見の内容</p>	<p>審議結果通知書のとおり</p>